## 1 議 事 日 程(5日目)

〔平成29年太宰府市議会第3回(9月)定例会〕

平成29年9月26日 午前10時開議 於議事室

- 日程第1 議案第57号 太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について (総務文教常任委員会)
- 日程第2 議案第50号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)
- 日程第3 議案第51号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)
- 日程第4 議案第52号 太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の 制定について(建設経済常任委員会)
- 日程第5 議案第53号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について(分割付託)
- 日程第6 議案第54号 平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第7 議案第55号 平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について (環境厚生常任委員会)
- 日程第8 議案第56号 平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第9 認定第1号 平成28年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第10 認定第2号 平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算特別委員会)
- 日程第11 認定第3号 平成28年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (決算特別委員会)
- 日程第12 認定第4号 平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算特別委員会)
- 日程第13 認定第5号 平成28年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定 について (決算特別委員会)
- 日程第14 認定第6号 平成28年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算特別委員会)
- 日程第15 認定第7号 平成28年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について (決算特別委員会)

日程第16 認定第8号 平成28年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について (決算特別委員会)

日程第17 請願第1号 中学校完全給食の実施を求める請願(総務文教常任委員会)

日程第18 意見書第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(総務 文教常任委員会)

日程第19 ICT推進特別委員会中間報告について

日程第20 太宰府市地域交通問題特別委員会最終報告について

日程第21 議案第58号 太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて

日程第22 決議第2号 芦刈市長に対する辞職勧告決議

日程第23 議員の派遣について

日程第24 閉会中の継続調査申し出について

# 2 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	堺			剛	議員		2番	舩	越	隆	之	議員
3番	木	村	彰	人	議員		4番	森	田	正	嗣	議員
5番	有	吉	重	幸	議員		6番	入	江		寿	議員
7番	笠	利		毅	議員		8番	徳	永	洋	介	議員
9番	宮	原	伸	-	議員		10番	上			疆	議員
11番	神	武		綾	議員		12番	小	畠	真同	由美	議員
13番	陶	Щ	良	尚	議員		14番	長名	川谷	公	成	議員
15番	藤	井	雅	之	議員		16番	門	田	直	樹	議員
17番	村	Щ	弘	行	議員		18番	橋	本		健	議員

# 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市	長	芦	λl		茂		教	育		長	木	村	甚	治
総 務 部	長	石	田	宏	$\vec{-}$		市国	民生活	舌部	長	友	田		浩
総務部理	事	原	П	信	行		都市	方整位	前剖	長	井	浦	真須	包
健康福祉部長福祉事務所		濱	本	泰	裕		観光	6経》	<b>斉</b> 部	長	藤	田		彰
教育部	長	緒	方	扶	美		公営	† 整 企業担	当普	『長	今	村	巧	児
教育部理	事	江	П	尋	信		総建	答課	長記	併 長	田	中		縁
経営企画課	是長	髙	原		清		管	財	課	長	小	栁	憲	次
市民課	長	行	武	佐	江		福	祉	課	長	友	添	浩	_
都市計画課	是長	木	村	昌	春			会教育			中	Щ	和	彦
上下水道課	長	古	賀	良	平		地域	推進活生	化剂	百合	木	村	幸什	志

監查委員事務局長 渡 辺 美知子

# 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長 阿部宏亮 議事課長 花田善祐

 書
 記
 斉藤正弘
 書
 記
 髙原真理子

書 記 力 丸 克 弥

## 再開 午前10時00分

~~~~~~ () ~~~~~~

○議長(橋本 健議員) 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会 を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~~ () ~~~~~~

### 日程第1 議案第57号 太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について

〇議長(橋本 健議員) 日程第1、議案第57号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定に ついて」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

〇16番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された議案第57号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

今回の委員会においては、市長から出席要求がありましたので、これを許可し審査を行いま した。

この条例制定につきましては、太宰府市体育複合施設新築工事の入札に関して、平成28年6月に行われた住民監査請求に対する不適切な文書の作成及びその後の第三者委員会設置に関する対応について、責任を明確にするため報酬の減額を行うものとして、市長の給与を平成29年10月の給与月額を現行の91万9,000円から10%減額し、82万7,000円とする特例を設けるものとの説明を受けました。

その後、委員から数多くの質疑がなされましたので、その主な質疑等を要約して報告いたします。

入札に関しての監査委員への不適切な文書作成、その監督責任、その後の一連の発表などあるが、どの部分の責任として本案を提出されたのか。金額の高い安いは別として、結局この一連に関して非があったと、悪いことがあったと太宰府市として受けとめられる懸念はないのかなどの質疑があり、市長からは、ご指摘の3点全体についての責任ということで提案している。今回の一連の問題について、文書をつくった責任はあるにしても、市役所に問題があったということではなく、市長自身の一転して方向が変わったことについての責任を明らかにして、その責任をとるという形での提案でしているなどの回答を受けました。

その他質疑を終え、討論については、一連の記事を拝見すると、市民に与えた影響とその後 の市政に対するマイナスということを考えると、とてもこういう金額ではあり得ないと思うた め反対とする。なぜ、この大事な議案が追加議案で上がってきたのか、きちっとした議案で入れてこそ審議すべきものだと思うので、賛成しかねるため反対とする。6月議会の問責決議後に反省の弁が述べられており、不適切文書についても職員に対し指導もされているので、給与の減額は必要ないと判断する、よって反対とする。市長一個人での給与10%ということについて整合性が理解できない、問責決議は市長としてのリーダーシップに期待するかということで出したのであって、具体的な取り組みが見えてこない、責任をとっても何も解決にならないと思うので反対とする。今回は非がないという結論に至っているのにもかかわらず、非がありましたかのような本議案は、いたずらに太宰府市の名誉を損なうのではないかということで反対とするとの反対討論が5件ありました。

賛成討論はなく、採決の結果、議案第57号は、賛成なし、委員全一致で原案を否決すべきものと決定しました。

## ○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第57号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### ○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第57号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」討論を行います。 討論はありませんか。

7番笠利毅議員。

## ○7番(笠利 毅議員) 給与特例条例については、反対の立場で討論いたします。

不適正な文書作成、第三者委員会設置に関する対応について、給与削減を行うことで責任を 明確にするということですが、責任は行政の責任者としてそもそも明確です。

本議会で市長は、文書作成に関してのみ第三者委員会の設置に言及したと繰り返されています。そのとおりであるなら、文書作成そのものという行政の内部過程を市長として問題視したのであるから、監査委員が影響を受けなかったということは、行政内部の第三者によるチェックの必要性をなしとする理由には当たりません。行政改革という市長の志に逆行する判断であると思います。

さらに、より市民にとって重大なことは、加筆修正された答弁書が監査に何を説明していた ものなのか。直接には手続の流れを説明していますが、それによって5億円何がしかの税金が 流れていったと考えるべきです。お金の流れを説明したにもかかわらず、それがきれいに説明 されていなかった、そう受けとめるべきだと思います。監査結果そのものよりも、税金の流れ が適切に説明されていないということのほうが、市民にとっては重大な関心事かと思います。

財政改革の糸口がここにあったにもかかわらず、そこに目を向けなかったという意味を持つ

と言われても仕方がないかと思います。責任のとり方が間違っていると考えます。

今回の提案は、行政改革、財政改革そのものに逆行するものであると考えています。事の本質を隠蔽する効果を持ちかねないと考えており、反対といたします。

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

**〇16番(門田直樹議員)** 委員長として討論を委員会では行っておりませんので、この場でいた します。

議案第57号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」、反対の立場で討論します。

委員会では、総合体育館新築工事の入札に関して行われた住民監査請求に対する不適切な文書の作成及びその後の第三者委員会設置に関する対応について責任をとるためとの説明を受けました。その上で、委員会では、芦刈市長に関連して次々に起こる問題との関連を聞かれたとき、市長は、今回の処分というのはそういう幅広いものではなく、そんなに幅広い形での提案はしていませんと答えておられます。これは、他の問題を都合よく切り捨てるということであり、納得できません。

また、文書問題や第三者委員会をめぐる混乱に対する責任だけだとしても、たった1カ月、10%減額などという金額ではないと思うとともに、議会がこの条例を通せば、見せかけの反省で市民を欺くことに加担する結果となると考え、反対であります。

また、重要な点として、市長公約との整合性があります。委員会での質疑に対し、市長はそれは関係ないとお答えでしたが、市長給与に関することですから、関係ないはずはありません。

芦刈市長は公約で、市長給与を91万9,000円から70万円に減額するとされていますが、いまだに実行されていません。就任から現在まで、公約に反して受け取られた金額は、一時金を合わせて約845万円に上ります。公約を守ろうというお考えなら、この既得分を相殺した毎月の受取額は、たった1カ月、10%の82万7,000円ではなく、平成29年10月から平成31年4月まで毎月約47万4,000円になります。率でいいますと、来月から任期満了までの19カ月において、10%ではなく、48%の減額が必要です。

以上のことを申し添えて、本案に反対します。

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号に対する委員長の報告は否決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(起立なし)

〇議長(橋本 健議員) 起立なしです。

よって、議案第57号は否決されました。

〈否決 賛成 0 名、反対17名 午前10時09分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

### 日程第2と日程第3を一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第2、議案第50号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第3、議案第51号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(橋本 健議員)** 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました 環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小畠真由美議員。

[12番 小畠真由美議員 登壇]

〇12番(小畠真由美議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第50号及び議案第 51号について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第50号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条 例について」、本議案は、個人情報の保護に関する法律に基づき設置された個人情報保護委員 会により事例の追加があった事業であり、本市においても条例に追加するものとの説明を受け ました。

委員からは、どのように事務が変わるのか。今後、個人番号の利用で、福祉課担当の事業ではまだ増える見通しなのか、現状の認識はとの質疑がなされ、執行部から、減免等を決定する際、転入等により太宰府市が住民税の課税状況を把握できない場合は、これまでご本人に有料で資料を取り寄せていただいていた。しかし、個人番号制度を利用することにより、ご本人の時間的、経済的な不便性を解消し、利便性が図れることになる。また、個人番号の利用については、条例で制定をし、活用を図っていくという判断をしている。今後、個人情報保護委員会の事例の追加の通知があり次第、再度検討していくことになるとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論では、これまでも、マイナンバーの関連する利用拡大と判断する条例については、制度に反対する立場から反対をしてきた。現在の太宰府市におけるマイナンバーカードの取得状況に限っても、決して普及しているとは言えない状況も聞き及んでいると、反対の立場での討論が1件なされました。

討論を終え、採決の結果、議案第50号は、委員多数の賛成をもって原案のとおり可決すべき ものと決定しました。 次に、議案第51号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」、本議案は、平成29年6月2日に公布された地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険条例の改正である。介護保険法第214条第3項の規定の過料対象者が、65歳以上の第1号被保険者に限定されていたものが、40歳から64歳までの第2号被保険者も含む改正となっており、介護保険条例第17条の「第1号被保険者」の文言を「被保険者」に改正するものとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第51号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第50号及び議案第51号についての報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第50号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(橋本 健議員) 次に、議案第51号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第50号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につ いて」討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

11番神武綾議員。

○11番(神武 綾議員) 反対の立場で討論に参加いたします。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、地域生活支援事業、心身障害者扶養共済制度掛金助成規定、さらには生活保護関係情報に関するものについて、個人番号及び特定個人情報、いわゆるマイナンバーの利用を拡大すると説明がありました。

マイナンバーカードの交付率は、全国で8.4%、太宰府市では全国を下回る7.2%となっています。個人情報の流出、漏えいの不安が払拭されていません。マイナンバーの利用について、 先ほど述べました法律第5条では、地方自治体は、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとされていることから、個人情報保護委員会からの追加があっても、 太宰府市独自の判断を行い、利用の拡大については慎重に行うことをあわせて要望して、反対討論といたします。

○議長(橋本 健議員) 賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起 立願います。

(多数起立)

〇議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時15分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第51号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起 立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時16分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

# 日程第4 議案第52号 太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条 例の制定について

O議長(橋本 健議員) 日程第4、議案第52号「太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 上疆議員。

[10番 上 疆議員 登壇]

O10番(上 疆議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第52号「太宰府市景観 育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について」、その審査の内容と 結果を報告いたします。

これは、平成16年に景観法が制定されたことにより、建築基準法第85条の2の規定が設けら

れており、内容は、景観法に基づき、良好な景観の形成を図る地域内で、外観のすぐれた建造物を景観重要建造物として指定することで、建築制限を緩和できるというもので、これを適用して、付け庇がある太宰府ならではの参道景観を保全するために条例を制定するものと説明を受けました。

委員から、付け庇は、耐震、防災面では問題はないのかとの質疑があり、執行部から、建築 基準法に基づく耐火構造物にするように指導する形になりますとの回答がありました。

また、委員から、新たに付け庇をつけるところはあるのかとの質疑があり、執行部から、現 在残っている写真をもとに、景観重要建造物に指定させていただき、その段階で建築制限の緩 和を適用するという形にしていますとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第52号について、委員全員一致で原案のとおり 可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第52号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第52号「太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起 立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時19分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\bigcirc$ 

日程第5 議案第53号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第5、議案第53号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

本案は、各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。 総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

#### [16番 門田直樹議員 登壇]

〇16番(門田直樹議員) 各常任委員会に分割付託された議案第53号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目 については、あわせて説明を受け審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、2款2項1目行政改革推進費38万5,000円の増額補正。これは、第5次行政改革大綱策定に向けた行政改革推進委員の報酬と費用弁償を計上するもので、報酬は1人当たり5,500円の10人分、費用弁償は2,200円の10人分を5回分計上しているとの説明を受けました。

委員から、5回分とのことだが、市長から諮問を受けて、半年間で5回開催する予定は立つのか。行政改革大綱の素案ができ上がる状態だから、この時期に行政改革推進委員が必要だという認識でいいのかなどの質疑がなされ、執行部より、3月に間に合う可能性は、いろいろな議論を含めて難しいという認識でいる。まだ素案はでき上がっていないが、これから素案をつくって、推進委員会に諮るという形になってくるかと思うなどとの回答がありました。

次に、10款1項2目学校教育運営費120万円の増額補正。学校給食の問題について、現状では学校給食法に基づく全員喫食の給食というのは費用的に困難であるということで、今のデリバリーサービスを充実して、希望される生徒には全員提供したいと考えている。その中で、いろいろな費用の問題等をもう一回再検討し、その具体化を図るために外部の専門的な知識を持っている人を入れて、今までの過程を検証すると同時に、外部の人の目を、あるいは観点を入れて、いろいろなものを見直し、学校説明会を早急にしたいということで、今回1人、月20万円、6カ月分を提案するものとの説明を受けました。

委員から、中学校給食に関しては一つの結論が出されてあると、それとは違って完全給食を 模索するように聞こえたが、ダブルスタンダードでいくのか。学校給食専門委員には、どうい った免許、経歴等の方を考えておられるのか。月20万円の根拠についてなどの質疑がなされ、 執行部より、ダブルスタンダードではなく、今の中でいろいろ専門的な見地から見直しをして いただくということ。料理、給食についての専門的な知識を持っている人ということで、栄 養、調理師免許等の免許がある思うが、そういうことで大きく指導ができる方を考えている。 週3日出勤して、いろいろな業務をしていただくなどの回答がありました。

次に、歳入の主なものとしましては、10款1項1目普通交付税9,445万9,000円。地方交付税のうち普通交付税の額が32億6,145万9,000円との決定通知があったため、当初予算との差額9,445万9,000円を増額補正するものと説明を受けました。

次に、第2表債務負担行為補正については、3件計上されており、計上の根拠について説明 を受けました。

その他審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

質疑を終えた後、長谷川副委員長より、行政改革推進費38万5,000円、学校教育運営費120万円を全額削除する修正案の提出がなされたので、これを受理し、修正案の審査を行いました。

提案の理由としましては、行政改革、学校給食の検討自体、反対するものではないが、行政 改革推進委員の設置時期が不適切であり、学校給食専門委員についても配置目的、報酬の根拠 が不明瞭で、予算を計上するに当たり十分な検討がなされていないため、賛成できないとの説 明を受けました。

修正案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、修正案については、委員全員一致で修正案のとおり可決すべきものと決定。修正案の除く原案部分についても討論はなく、採決の結果、 修正案の除く原案部分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よって、議案第53号の当委員会所管分については、修正可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、修正案とあわせて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小畠真由美議員。

〔12番 小畠真由美議員 登壇〕

**〇12番(小畠真由美議員)** 次に、議案第53号の環境厚生常任委員会所管分について報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目 については、あわせて説明を受け審査を行いました。

当委員会所管分の主なものとしましては、2款3項2目賦課徴収費の賦課事務費206万8,000円の増額補正。これは、固定資産税の評価がえに係る不動産鑑定を実施するための委託料。鑑定対象は、松川から内山にかけての約50万㎡。面積が広大で高低差があることから、専門業者に鑑定を委託するものであるとの説明を受けました。

委員から、3年に一度の評価がえは何年に当たるのかとの質疑があり、執行部から、平成30年度が評価がえの年との回答がなされました。

次に、3款1項1目社会福祉総務費の地域福祉関係費1億円の増額補正。これは、平成28年 度一般会計の決算において剰余金が確定したため、地域福祉基金へ1億円積み立てるものとの 説明を受けました。

次に、3款1項2目老人福祉費の介護保険事業特別会計関係費839万6,000円の減額補正。これは、一般会計から支出していた職員給与等の繰出金のうち、2名の給与関係費用を介護保険事業特別会計の対象経費としたことによる844万8,000円の減額補正及び介護保険運営協議会の開催回数を1回増やしたことによる事務費繰出金5万2,000円の増額補正の差し引き額との説明がなされました。

委員から、介護保険運営協議会が1回増えた理由はとの質疑があり、執行部から、今年度に ずれ込んだ実態調査に伴い1回分を支出したが、より充実した運営協議会にするために、その 分の増額補正するものとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第53号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第53号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 上疆議員。

[10番 上疆議員 登壇]

O10番(上 疆議員) 各常任委員会に分割付託されました議案第53号「平成29年度太宰府市 一般会計補正予算(第2号)について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目 については、あわせて説明を受け審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、6款1項5目農業用施設整備費、15節工事請負費1,600万円の増額補正。これは、旧山の井池の斜樋管の改修工事1,195万円及び川原堰の取水補助施設の設置工事405万円、2件合計で1,600万円の臨時工事であると説明がありました。

旧山の井池の改修工事に関連する歳入として、県支出金の農村環境整備事業補助金、補助率 2分の1、597万5,000円の増額補正についても説明がありました。

委員から、危険性があるため池改修の今後の方針ついて質疑があり、執行部から、今後も予算を確保して耐震調査をしていきたいと考えておりますとの回答がありました。

次に、8款4項1目都市計画事務費、13節委託料273万3,000円の増額補正。これは、平成28年度に実施した空き家等実態調査の詳細な分析や、昨年度の調査では対象としていなかった分譲マンションや賃貸共同住宅の空き室の所有者に対し、意向調査等を実施するために増額補正するものと説明がありました。

関連する歳入としまして、県補助金の持続可能なまちづくり戦略構築支援事業補助金、補助率2分の1で200万円の増額補正等についても説明がありました。

関連する項目としまして、債務負担行為補正の空家等対策計画策定業務委託料、限度額267万9,000円。これは、平成29年度までに実施する空き家等実態調査や分譲マンション等の空き室所有者の意向調査等の分析をもとに、設置予定の庁内会議及び空家等対策協議会において、空家等対策計画を策定するものと説明があわせてありました。

委員から、空き家対策の今後の方向性について質疑があり、執行部から、今年度は分析と調査、来年度は空家等対策協議会と庁内会議を立ち上げまして計画策定、その後に空き家を流通させる仕組みを考えていきたいと思っていますとの回答がありました。

その他審査では、執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑、確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第53号の建設経済常任委員会所管分について は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

## ○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(橋本 健議員)** これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

本案に対しては、総務文教常任委員会から、お手元に配付しております修正案が出されております。

まず、本案に対する修正案について討論、採決を行います。

討論はありませんか。

3番木村彰人議員。

○3番(木村彰人議員) 修正案に対して賛成の立場で討論いたします。

まず、行政改革推進委員の費用についての減額についてです。

今回の行政改革大綱の策定については、決して反対しているわけではなく、むしろ行政改革 を積極的に推し進めるべきと考えています。それは、各議員が行ってきた一般質問の内容でも 明らかです。 問題視したのは、行革大綱策定の進め方についてです。

行革大綱を作成するには、まず市役所組織の幹事会を経て、行政推進本部で大綱素案をしっかりつくり上げることが最優先。大綱素案が全くない中、諮問機関である行政改革推進委員会の設置は時期尚早であると判断したわけです。

続きまして、給食専門委員の費用に対する減額についてです。

議会の中学校給食に対する考えは、太宰府市内の公立中学校で、学校給食法に基づく全員喫食で実施することが最善ですが、当面はランチサービスの充実を図るものと考えます。

6月議会では、市長が突然表明された中学校完全給食の断念により、ランチサービスの充実へと大きく方向転換したはずでした。それがまたもや市長の方針に大きなぶれが生じ、ランチサービスの充実を図るものか、はたまた完全給食を再検討するものか、市長は方針が決められずに、業務が停滞しています。そんな中、採用基準が曖昧な給食専門委員の採用には問題があると考えます。

以上をもちまして修正案に対する賛成討論といたします。

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

**〇16番(門田直樹議員)** これも先ほどと同じで、委員長として討論を委員会で行っておりませんので、この場でさせていただきます。

議案第53号「平成29年度一般会計補正予算(第2号)」の修正案について、賛成の立場で討論します。

まず、行政改革推進委員について、先ほどの委員長報告でも述べましたが、市長から諮問を受けて、半年間で5回の委員会が開催できるのかという質疑に対し、執行部は、3月に間に合う可能性はいろいろな議論を含めて難しいという認識でいる、また、行政改革大綱の素案について、まだ素案はでき上がっていないが、これからつくるとも回答されています。要するに、まだ何も諮問の準備ができていないのに、受け入れ先だけをつくろうということであり、必要性が感じられません。

また、委員会において、市長は提案の理由として、市民サービスや入札のあり方、外郭団体や補助金の問題を上げておられましたが、これらについては全て市長の職権のもとにあり、市長はまず職員を指揮し、問題の分析、解決に当たらせるとともに、関係機関と協力して改善していくべきと考えます。こういった努力もせず、また庁内の合意や合理的段階を踏まずに、恣意に設置することは、財政的な無駄であるばかりでなく、新しい行政改革大綱策定の支障になりかねません。

また、学校給食専門委員についてですが、これも報告にあるとおり、配置目的、報酬の根拠が不明瞭であり、予算計上の根拠があるとは思えません。

これらはいずれも行政組織を駆使して問題解決に努めるという本来のあり方ではなく、市長個人の私的機関設置による課題検討や判断の外部委託、丸投げであり、もし認めれば、担当部

とのそごだけでなく、行政の統一性に悪影響が考えられます。 以上のことから原案に反対ですので、本修正案に賛成します。

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

7番笠利毅議員。

○7番(笠利 毅議員) 修正案に賛成の立場で討論いたします。

行論の関係で、給食専門委員関連予算に関することから始めます。

いわゆる中学校給食断念の問題は、その理由は財政上の負担ということのみとされています。したがって、この解決法は、まずもって財政上の問題として考えるべきです。恒常的な負担はできないということですから、これまで市が常としてきた財政支出のあり方そのものにメスを入れて、経費を捻出するということが第一に考えられねばならないのは明らかです。

総務文教常任委員会での説明によると、この給食専門委員は、食に関する専門家です。今なされるべきことに資する提案にはなっていないと考えられます。当面のランチサービスの向上を図るのであれば、現有の職員の能力を存分に発揮してもらえるようにすることを考えればよいと思います。

次に、いえ、財政の問題は行政改革推進委員さんにお願いするのですということなのかもしれません。しかし、総務文教常任委員会での報告によれば、先ほどもありましたが、まだ素案づくりにも取りかかっていないような状態です。この状態で、半年で5回の審議は確かに不可能でしょう。

それに加えて、急いでつくった計画では、結局は一般的なものしかつくれないと考えます。 先ほども述べましたように、改革されるべきは、目的とされるべきは、太宰府市の行政の持つ恒常的なあり方です。これをじっくりあぶり出し、同時に財政の改善にもつなげていかなければならないでしょう。このじっくりというところをしっかりと、できればきちんとした方法論をもってやって、問題を見つけたら、計画化する前にも対処していく。そして、問題点とその解決法が蓄積してきたら、それを分析、再構成して計画化していく。そのような道筋をとらないことには、本当に市のためになる、あるいは私たち太宰府市でできる、そういう計画、改革はできないのではないでしょうか。

ゆっくりやってよいとは言いませんが、計画で縛ることよりも、行政が今なすべき責任に直面し、そこから始めないことには、改革にはつながっていかないと考え、本修正案に賛成いたします。

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで修正案についての討論を終わります。

採決を行います。

本修正案に賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、修正案は可決されました。

〈修正案 可決 賛成17名、反対0名 午前10時40分〉

O議長(橋本 健議員) 修正案が可決されましたので、修正部分以外の原案について討論、採決 を行います。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

修正部分以外の原案に賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

したがって、修正部分以外の原案は可決されました。

〈修正部分を除く原案 可決 賛成17名、反対0名 午前10時40分〉

○議長(橋本 健議員) よって、議案第53号は修正可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第6から日程第8まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第6、議案第54号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) について」から日程第8、議案第56号「平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計 補正予算(第1号)について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(橋本 健議員)** 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小畠真由美議員。

〔12番 小畠真由美議員 登壇〕

**〇12番(小畠真由美議員)** 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第54号から議案第56号までについて、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第54号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」、本議案は、歳入歳出にそれぞれ11万5,000円を増額補正するものであり、内容としては、平成30年度から開始される県との共同化に向けて立ち上げる国保情報集約システムと、本市の国保システムを連携させるためのシステム改修費用である。財源としては、県国民健康保

険共同運営準備事業費補助金10分の10であるとの説明を受けました。

委員からは、今後、システムの更新などについては、県から分担金のような形で振られてくるのか等の質疑があり、執行部から、恐らくそういう形にはなってくると思うとの回答を受けました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第54号は委員全員一致で原案のとおり可 決すべきものと決定しました。

次に、議案第55号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について」、本議案は、歳入歳出にそれぞれ8,872万7,000円を増額補正するものです。歳出の主な内容としては、平成28年度介護給付費負担金と地域支援事業の交付金精算返還金となっており、財源は前年度繰越金8,867万5,000円で対応し、余剰金5,097万円は基金積立金としているとの説明を受けました。

委員からは、介護保険給付の積立基金の状況はとの質疑があり、執行部から、今回の積立金の補正を含め、約1億3,200万円との回答を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第55号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第56号「平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」、本議案は、平成28年度決算において1,615万1,000円の余剰金が確定したことに伴い、歳出の積立金に同額を計上しているものであり、基金積立金の現在高は、5月末で5,007万5,643円であるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第56号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第54号から議案第56号までについての報告を終了いたします。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第54号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第55号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第56号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第54号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」 討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起 立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時45分〉

〇議長(橋本 健議員) 次に、議案第55号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起 立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時46分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第56号「平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会 計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起 立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時46分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

### 日程第9から日程第16まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第9、認定第1号「平成28年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程 第16、認定第8号「平成28年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」 までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(橋本 健議員)** 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました 決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

○16番(門田直樹議員) 決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、 一括してご報告いたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成28年度太宰府市一般会計歳入 歳出決算認定について」及び認定第2号から認定第8号までの各会計の歳入歳出決算認定につ いての審査につきましては、8月31日の本会議初日に市長の提案理由説明及び本会議散会後の 特別委員会初日に各担当部長の概要説明を受けた後、9月19日及び20日の2日間にわたり、市 長ほか教育長及び各部長、課長出席のもとに審査いたしました。

審査に当たりましては、決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員からの資料要求がありました審査資料もあわせ、 各委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明をもとに、慎重に審査いたしました。

この決算審査に当たりましてご協力いただきました各委員及び執行部の皆様に対し、改めて お礼申し上げます。

市長や担当部長からの説明では、平成28年度は、前年度より市税は増加したものの、一般財源全体は減少した。予算執行に当たっては、あらゆる補助メニューを積極的に活用しつつ、限られた財源の重点配分と各種施策、事業の効果的、効率的な推進に努めたという報告がありました。

なお、各会計ともに、審査の詳細な内容につきましては、全議員構成での審査であったこと、また、後日、決算特別委員会会議録が配付され、またその他の関係資料としての事務報告書並びに各委員から要求された審査資料等も配付されておりますので、ここで逐一報告することは省略いたします。

執行部におかれましては、委員会審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望等について、十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映させるとともに、今後の事業執行にも 積極的に対応されることを強くお願いしておきます。

また、各会計においてもまだまだ厳しい財政状況が続いており、今後とも行政の効率化、財 政の健全化をより一層進め、行政サービスの低下を招くことがないよう、職員が一丸となって 行政運営に取り組まれますよう要望いたします。

それでは各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。なお、各会計とも金額につきましては、千円単位にて報告いたします。

まず、認定第1号「平成28年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成28年度の一般会計決算額は、歳入総額258億9,585万7,000円、歳出総額249億8,467万8,000円で、歳入歳出の形式収支額は9億1,117万9,000円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき財源2億8,110万3,000円を差し引きますと、実質収支額として6億3,007万6,000円の黒字決算となっています。

普通会計における市債残高は、平成28年度末では244億9,109万円であり、前年度より6億3,474万円増加しています。また、経常収支比率は90.4%で、前年度に比較して2.9ポイント上昇しています。

執行部にあっては、今後とも行政の効率化、財政の健全化に向けて、より一層の努力をなされるよう要望しておきます。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は多数をもって認定すべきものと決定 しました。

次に、認定第2号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成28年度の決算額は、歳入総額88億3,203万2,000円、歳出総額90億5,386万6,000円で、歳 入歳出差し引き2億2,183万4,000円の赤字決算となっています。この歳入不足については、翌 年度繰上充用金で補填されています。

また、実質単年度収支は2,293万6,000円の赤字と、前年度に比べ赤字幅が減少しています。 歳入の基礎となります国民健康保険税を見てみますと、現年課税分の収入率は92.84%で、 前年度に比較しますと1.97ポイント低下し、保険税収入総額は15億129万4,000円で、前年度に 比べ0.02%、31万8,000円の増となっています。また、収入未済額は、現年分、滞納繰越分合 わせて4億306万4,000円となっており、前年度に比べ1.1%の減となっています。

歳入において、前年度に比べ、国庫支出金が2.9%、4,975万8,000円の減、療養給付費交付金が29.9%、7,802万3,000円の減となっており、県支出金が10.1%、4,581万9,000円増となったものの、歳入全体としては0.4%、3,530万9,000円の減となっています。歳出においては、歳出総額の55.7%を占める保険給付費は減少しており、介護納付金、後期高齢者支援金等も減少しています。

平成28年度も国保会計は歳出の増加に歳入額が及ばず、11年連続の赤字決算となっており、 国民健康保険事業は今後も厳しい財政運営が続くものと思われます。

平成30年度から都道府県が財政運営の主体となることから、医療費の節減と適正化に向けた 取り組みに、より一層の努力をお願いしておきます。 質疑はなく、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第2号は多数をもって認定すべきもの と決定しました。

次に、認定第3号「平成28年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成28年度の決算額は、歳入総額11億5,395万8,000円、歳出総額11億76万6,000円で、歳入歳出の形式収支額は5,319万2,000円の黒字であり、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は286万7,000円の赤字となっています。

執行部におかれましては、今後とも健全運営に努力されますようお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第3号は全員一致で認定すべきものと決定いた しました。

次に、認定第4号「平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」 報告いたします。

平成28年度の決算額は、保険事業勘定においては歳入総額47億56万2,000円、歳出総額46億1,007万5,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源181万2,000円を差し引いた実質収支額は8,867万5,000円の黒字決算となっています。また、単年度収支額は3,325万6,000円の黒字となっています。

介護サービス事業勘定においては、歳入総額5,303万4,000円、歳出総額3,449万8,000円で、 実質収支額は1,853万6,000円の黒字決算となっています。

保険事業の歳出総額の94.2%を占める保険給付費については、高齢化の進展に伴い、今後も 増加するものと考えられます。

執行部におかれましては、今後とも介護予防対策などに努力されますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第4号は全員一致で認定すべきものと 決定いたしました。

次に、認定第5号「平成28年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定 について」報告いたします。

平成28年度の決算額は、歳入総額2,823万7,000円、歳出総額1,208万6,000円で、実質収支額は1,615万1,000円の黒字決算となっています。

償還金については、平成28年度末で収入未済額は9,126万6,000円となっており、その回収率は1.9%となっています。

執行部におかれましては、滞納解消に向けて、今後ともさらなる努力をお願いいたします。 質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第5号は全員一致で認定すべきものと決定いた しました。

次に、認定第6号「平成28年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

介護認定審査会事業について、平成11年度から筑紫地区4市1町で共同設置し、運営を行っています。平成27年度からの2年間は、太宰府市が本事業の当番市となっており、会計については単年度清算となっています。

今回の平成28年度決算額は、歳入歳出ともに総額6,055万4,000円となっており、実質収支額は単年度清算であることから0円となっています。

執行部におかれましては、この事業における共同設置の趣旨に基づき、今後とも適正な運営 をお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第6号は全員一致で認定すべきものと 決定いたしました。

次に、認定第7号「平成28年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」 報告いたします。

平成28年度の年間総給水量は559万9,850㎡で、前年度に比べ0.3%の増となっており、有収率については92.8%となっています。行政区域内人口に対する給水人口普及率は、前年度に比べ0.3ポイント増の83.4%となっています。

経営成績では、収益的収支において、総収益は13億6,133万円、総費用は11億1,250万円となっており、損益収支は2億4,883万円の純利益となっています。

また、企業債については、平成28年度末現在で11億7,000万円余りとなっており、このまま 平成29年度の借り入れがなければ、平成40年度には完済となる見込みとの説明を受けました。

平成28年度は、4月に発生した熊本地震において、熊本市に対し応急給水を行ったものの、 年間を通じて安定的に水の供給を行うとともに、関係者の努力により黒字決算となっていま す。

水道事業経営においては、今後とも老朽管等の施設更新や耐震化などについて計画的に取り 組んでいくとともに、水道の普及率向上、営業収益の根幹である水道使用料の収納率向上に努 められまして、経営の効率化と安全で良質な水道水の安定供給をお願いするものであります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第7号は全員一致で原案可決及び認定 すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号「平成28年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成28年度の有収水量は、水洗化人口の増加により、前年度に比べ0.3%増の631万3,049㎡ となっています。なお、行政区域内人口に対する水洗化人口は207人、0.3%増の6万9,368人、水洗化人口普及率は0.2%増の96.8%、水洗化率は前年度と同率の97.4%となっています。

経営成績では、収益的収支において、総収益が17億6,771万5,000円、総費用が13億8,546万2,000円となっており、損益収支は3億8,225万3,000円の純利益となっています。

また、企業債については、前年度から約6億1,300万円減少し、年度末残高は82億200万円余

りとなっており、今後とも減少していく見通しとの説明を受けました。

平成28年度の建設工事の概況として、五条雨水管きょ、向佐野雨水管きょの築造工事など雨水管整備のほか、北谷、内山、大佐野地区の汚水管整備などが実施されております。

下水道事業は、健康で快適な生活環境の実現に不可欠な都市基盤整備事業であります。災害に強いまちづくりのためにも、今後とも雨水管渠整備事業など計画的な事業推進とともに、営業収益の根幹であります下水道使用料の収入確保と経費節減を図りながら、健全経営に努力していただきますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第8号は全員一致で原案可決及び認定 すべきものと決定いたしました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました認定第1号から認定第8号までの平成28年度各会計の決算認定案件についての委員会審査報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査されておりますので、省略します。 自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

認定第1号「平成28年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。 通告があっていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番(藤井雅之議員) 平成28年度の太宰府市一般会計決算認定につきまして、反対の立場で 討論させていただきますが、まず、議会選出の監査委員といたしまして、平成28年度の予算の 執行に関しては、計数の部分においては適正に執行されているとして、皆様のお手元に配付さ れております決算書と一緒に監査意見書に配付をされております。

しかし、議員の立場で見たときに、計数の正確だけで審査をするのではなく、次年度の予算編成に資するために、広範な角度で見たとき、またその適正な施策そのものがどうなのかは、議員の立場で見たときに、今回提案されております決算認定については、反対の立場から討論をさせていただきます。

安倍内閣が進めるアベノミクスという経済政策は、大企業と富裕層には巨額の富をもたらした一方で、労働者の実質賃金の減少、家計消費も連続で対前年比マイナスとなるなど、今格差と貧困が一層拡大され、社会と経済の危機を深刻にしています。

世帯所得が100万円未満の世帯が1割を超え、世帯所得300万円未満の世帯は4割にも達しています。社会保障の削減路線によって、医療、介護、年金、生活保護など、暮らしを守るあらゆる制度が後退し続け、市民にとっても将来が見通せず、明日の暮らしが見えないという深刻な影響をもたらしています。

平成28年度一般会計決算は、芦刈市長が就任されて初めて組まれた当初予算への決算認定で もあります。さきに述べた視点で見たときに、この後、認定の可否が決まります平成28年度国 民健康保険事業特別会計の決算認定にも関連いたしますが、平成28年度は国民健康保険税の引き上げが行われました。

社会保障の命綱である国民健康保険税の引き上げについて、さきの6月議会で一般質問もいたしましたが、引き上げの影響が国保加入者へどのように及ぼしているのか、明確な調査等の答弁はありませんでした。地方自治法にあります住民の福祉の増進という視点が欠如していると言わざるを得ません。

また、関連する法律が失効しているもとで、法的根拠のない同和対策事業が継続されている ことも、今回容認できない内容であります。

以上の立場から、市民の暮らしと実態、施策を鑑みたとき、一般会計の決算認定は不認定と するべきと考え、同会派の神武議員とともに反対することを表明いたします。

○議長(橋本 健議員) 賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

〇議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、認定第1号は認定されました。

〈認定 賛成15名、反対2名 午前11時06分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第2号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算認定について」討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

O15番(藤井雅之議員) 平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計の決算認定について、 反対の立場で討論いたします。

平成28年度の国民健康保険事業は、会計面で見れば、長年にわたって求めてきた一般会計からの法定外繰り入れの実施、8期の納期から、緩和措置として9期に拡大されました。しかし、それらの実施と同時に、国民健康保険税が引き上げられました。

本市の国保加入者の状況を見ても、国保加入世帯で保険税の滞納等により資格証明書の発行を受けている世帯、すなわち保険証を持っていない世帯の所得状況は、200万円未満が圧倒的に多いというのは、これまで予算、決算のたびに要求してきた資料からも明らかであります。 所得の低い方に重たい保険税が課税されているということは明らかな中で、保険税の引き上げ を行ったことは、今何とか保険税を払っておられる方が払えなくなり、保険証を取り上げられる、資格証明書の交付を受ける、憲法で保障された社会保障の枠から排除される懸念が拭えません。

平成28年度国民健康保険事業特別会計の当初予算において、保険税引き上げを理由に反対しており、その決算認定でありますので、同会派の神武議員とともに反対することを表明いたします。

○議長(橋本 健議員) ほかに賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

〇議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、認定第2号は認定されました。

〈認定 賛成15名、反対2名 午前11時08分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第3号「平成28年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第3号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前11時09分〉

**〇議長(橋本 健議員)** 次に、認定第4号「平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第4号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前11時09分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第5号「平成28年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会 計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第5号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前11時10分〉

〇議長(橋本 健議員) 次に、認定第6号「平成28年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳 入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第6号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前11時10分〉

〇議長(橋本 健議員) 次に、認定第7号「平成28年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び 決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第7号原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前11時11分〉

O議長(橋本 健議員) 次に、認定第8号「平成28年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及 び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第8号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第8号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前11時12分〉

○議長(橋本 健議員) ここで11時25分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時12分

~~~~~~ () ~~~~~~~

再開 午前11時25分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第17 請願第1号 中学校完全給食の実施を求める請願

○議長(橋本 健議員) 日程第17、請願第1号「中学校完全給食の実施を求める請願」を議題と します。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

〇16番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された請願第1号「中学校完全給食の 実施を求める請願」について、その審査内容と結果を報告いたします。

提出者である委員から、中学校給食調査研究特別委員会から提出した要望書と内容に相違が

ないというところで、賛同をお願いしたいとの補足説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、請願第1号は委員全員一致で採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

〇議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は採択です。本案を採択とすることに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、請願第1号は採択とすることに決定しました。

〈採択 賛成17名、反対0名 午前11時26分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第18 意見書第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

〇議長(橋本 健議員) 日程第18、意見書第3号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

〇16番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第3号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

提出者である委員から、根本的な国の予算が変わらないと、日本の教育が本当に非常に危ない状態になっているのではないかと思う。子どもたちを守るということで、議会として学校をサポートする、そういう取り組みをやっていきたい。国に対しての意見書と今後の太宰府市としての定数改善について自分も頑張っていこうと思っているので、ご賛同いただきたいとの補

足説明を受けました。

委員から、去年も申し上げたが、毎年同じことをやっていても、なかなか変わっていない現実がある。切り口を変えないと無理じゃないかと思うがなどの質疑があり、提出者より、国の予算を変えるためには、地方議会として意見書を出していく。地方から声を出して、何もしないと何も始まらないので、できれば今年度も意見書を出していただければと思っているとの回答がありました。

その他の意見として、内容はそのとおりだと思うが、議会の意思は何回も示しているので、 あとは国、県及びその議会等に頑張っていただきたいとの意見がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、意見書3号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第3号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を現案可決することに賛成の方は 起立願います。

(多数起立)

〇議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成10名、反対7名 午前11時29分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

# 日程第19 ICT推進特別委員会中間報告について

**〇議長(橋本 健議員)** 日程第19、「ICT推進特別委員会中間報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

ICT推進特別委員会委員長 宮原伸一議員。

[9番 宮原伸一議員 登壇]

## **○9番(宮原伸一議員)** ICT推進特別委員会中間報告をいたします。

本特別委員会は、平成29年6月定例会において、議会におけるICT推進について調査研究を行うため、全議員による構成で設置をしました。第2回の委員会において、8名による作業部会をつくり、まずはICT推進、タブレット導入検討について案を作成し、委員会に報告、確認という方法をとることになりました。

現在まで、委員会を3回、作業部会を2回開催し、議会のICT化の目的及び導入性の必要性について、改めて導入することによる効果や、その必要性について協議をしましたので、内容を報告いたします。

まずは、ICT化を進める3つのメリットとして、1つ目として、資料等の収受、資料の携行・保管・検索、情報収集、スケジュール管理・共有、ペーパーレス化などの議会活動の効率 化が図られること。

2つ目に、資料等の作成における経費、労務の削減、資料の修正など副次的な労務の削減な ど、事務局、執行部側においてもメリットが期待されること。

3つ目に、将来的に市民への情報発信、情報の共有などの効果も期待できるのではないかということでまとまりました。

今回、ICT化への検討の必要性を確認いたしましたので、次回からは具体的な中身として、タブレットの選定、導入の台数、通信環境、契約などの事項について検討を行っていくことになりました。

その他、インターネットの環境整備として、議場及び議会控室のWi-Fi設置、執行部との共有ではない議会独自のインターネット環境整備について、今後要望していくことと協議を行いました。

また、今、議会では、試行的に個人でのタブレットの持ち込みを行っていますが、データ化した議案書等の受け渡しなどについて、執行部のデータがドキュワークスをベースにつくられていることが多く、PDFへの変換が必要なところや、データの容量が多い場合、制限等により逆に事務の手間が増えたりすると、いろいろと課題もあり、これらについても検討が必要であると考えております。

よって、ICT化をよりよく進めていくためには、議会だけではなく、執行部側の協力も不可欠でありますので、ぜひとも執行部におかれましても、この取り組みにご理解、ご協力をお願いするものであります。

今後は、ICT化に向けた具体的な中身について調査研究を行っていく予定です。

以上をもって本特別委員会からの中間報告といたします。

### ○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

自席へどうぞ。

~~~~~~ () ~~~~~~

### 日程第20 太宰府市地域交通問題特別委員会最終報告について

**○議長(橋本 健議員)** 日程第20、「太宰府市地域交通問題特別委員会最終報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

太宰府市地域交通問題特別委員会委員長長谷川公成議員。

### 〔14番 長谷川公成議員 登壇〕

○14番(長谷川公成議員) 太宰府市地域交通問題特別委員会は、平成27年6月定例会において、市域における地域交通について調査研究を行い、まちづくりの促進を図ることを目的として9名で設置しました。

特別委員会では、1、まほろば号について、2、渋滞対策について、3、各地域の交通問題、道路改修や標識等の見直しについての3つのテーマを設け、行政視察のほか特別委員会を 15回にわたり開催し、調査研究を重ねてまいりました。

このたび、審査結果について、市の地域交通網形成計画策定に際しての要望を総括し、「太 室府市の地域交通に係る要望書」として、平成29年9月13日に芦刈市長へ提出しました。

これより要望書を抜粋して読み上げることで、太宰府市地域交通問題特別委員会の最終報告といたします。

- 1まほろば号について
- (1)現在、太宰府小学校へ通学している児童を対象に実施している通学割引を、中学生までの拡大を願いたい。
  - (2)まほろば号の西鉄二日市駅及び西鉄下大利駅への乗り入れを早急に検討願いたい。ほか4項目。
- 2渋滞対策について
- (1)路線バス、観光バスが市内を迅速に移動できるように、政庁前の県道を1車線追加して、バス専用車線とすることについての調査研究及び五条交差点の改良について検討願いたい。
- (2)年間を通じて常態化している交通渋滞の早期解決に向け、今後とも定期的に交通量調査を市内数カ所で実施し、現状把握に努めていただきたい。

ほか3項目。

- 3各地域の交通問題、道路改修や標識等の見直しについて
- (1) 道路舗装改良工事や補修工事を計画的に行い、道路拡張や安全な自転車走行に配慮した 道路整備を検討願うとともに、大型観光バスの交通量増加に伴う振動の影響について、バス停 や交差点付近等にある民家を対象に調査、対応を検討願いたい。
- (2)自治会や各学校からの要望事項について、引き続き積極的に対応するとともに、駅、天満宮周辺など人が多く集まる場所においては、時間帯制限や一方通行、速度制限など、本市の特性に応じた交通計画、交通ビジョンを策定し、増加する観光客や、昼夜を問わず往来する大型バス等の影響について、市民に配慮した対応を検討願いたい。

ほか3項目。

今後の民生費の伸びや学校施設を含めた公共施設の改修、自治会からの整備要望などを考慮すると、市の財政はさらに厳しい状況になることが予想されるが、歩行者や児童・生徒が安全・安心な日常生活を送ることができるための措置については、可能なものから積極的に実施するよう要望する。

以上、抜粋にて報告いたします。

なお、要望書の全文につきましては、ホームページに掲載しておりますことを申し添え、太 宰府市地域交通問題特別委員会の最終報告といたします。

〇議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終結し、報告を終わります。

自席へどうぞ。

~~~~~~ () ~~~~~~

# 日程第21 議案第58号 太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて

〇議長(橋本 健議員) 日程第21、議案第58号「太宰府市副市長の選任につき同意を求めること について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

**〇市長(芦刈 茂)** 皆さん、おはようございます。

平成29年太宰府市議会第3回定例会最終日を迎えまして、本日ご提案申し上げます案件は、 人事案件1件のご審議をお願いするものでございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号「太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

地方自治法第162条の規定に基づき、平成29年9月26日付で田村幸光氏を副市長に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

田村氏は、昭和53年に太宰府町に入庁され、これまで36年の長きにわたり、市職員として市の施策に直接関係する部署においてご活躍されてこられました。平成25年には市民図書館長、平成26年には市民課長などの要職を歴任され、平成27年3月に本市を定年退職後、同年4月から文化学習課に再任用職員として1年間勤務され、現在は公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団で市民図書館長として勤務されております。

人格、識見にすぐれ、行政職員としての経験も豊富であり、副市長として最適任であると考えております。経歴書を添付しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

市長として、行政の空白期間が長くなることは避けるべきと考えておりますので、よろしく ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(橋本 健議員) 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

11番神武綾議員。

- ○11番(神武 綾議員) ただいま市長から、副市長の選任についてということでご説明がありました。提案された方は、今市民図書館の館長を務められている方で、1年半、恐らく勤務されていると思います。図書館のほうも年間企画を計画を立てて進めているところですけれども、この年度途中で館長から副市長への選任へと、市長が推薦をしたということになると思いますけれども、その点についてはどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。
- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- **〇市長(芦刈 茂)** ただいまのご質問の件について回答いたします。

市民図書館につきましては、太宰府市文化スポーツ振興財団が指定管理者として管理運営を 行っており、財団職員である田村氏が館長として配置されております。市としましては、文化 学習課長が市民図書館担当課長でもありますので、特に支障はないと考えております。

〇議長(橋本 健議員) 再質問はありますか。

11番神武綾議員。

○11番(神武 綾議員) 図書館長が課長兼務ということは、田村館長が就任される前、そういうような期間がありました。市民図書館の業務も進めていくために、充実したものにするためにということで、財団のほうから館長を配置したというふうな流れであったというふうに思います。このことについて、市民の皆さん、ボランティアなどをされている方々からは、大変喜ばれたようなことがありました。

その方を、その方をというか、館長を年度途中でかえる、副市長に選任するということについて、乱暴ではないかなというふうに私は感じているんですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- **〇市長(芦刈 茂)** 田村氏が図書館長であられましたときに、いろいろな形での市民と一緒にな

って図書館業務を進められました。結果的に、文部大臣あるいはいろいろな形での表彰を受けるというような立派な実績を残された方でございます。そういう方でございますので、市役所の業務についても、副市長として私はふさわしいものではないかというふうに考えておりますので、今回彼にお願いするということでのご提案をさせていただいとる次第でございます。 以上です。

○議長(橋本 健議員) 再々質問はありますか。

11番神武綾議員。

- ○11番(神武 綾議員) 田村館長が図書館で活躍されてきたことというのは、私たちも認識しているところであります。提案された経歴書の中に、図書館業務に市役所時代に長く従事されていたということもあったかと思います。そういう方が副市長に就任をして、市全体のことが市長と一緒に行政改革、まちづくりにつながっていくのかというところが、私としては疑問に思うところですけれども、その点についてはいかがでしょうか。
- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- **〇市長(芦刈 茂)** ありがとうございます。今おっしゃいました方向性について、私と共通の認識を持っておりますので、一緒になって進めていくことができると考えまして、今回提案させていただいた次第でございます。

以上です。

- O議長(橋本 健議員) ほかに質疑はありませんか。 14番長谷川公成議員。
- ○14番(長谷川公成議員) ただいま市長の提案説明書を聞いたわけですが、最後の辺で、市長として行政の空白期間が長くなることは避けるべきと考えておりますなどというのは、副市長を解職させたのは市長ですからね。それがわかるなら、最初から解職させなければよかったことであって、ちょっと理解に苦しむところです。

今議会の一般質問の中で、小畠議員のほうから質問があったと思うんですが、市長にとって、もう一度私のほうからお伺いいたしますが、市長にとって副市長の存在とはどういった方なのかをお尋ねいたします。

- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- **〇市長(芦刈 茂)** 私と二人三脚でいろいろなことを進めてくださる方です。
- 〇議長(橋本 健議員) 14番長谷川公成議員。
- ○14番(長谷川公成議員) 小畠議員の質疑のときには、そういうふうなことはおっしゃられてありませんでした。答弁聞くと、自分が3言ったことを5理解し、7動けるような的なことをおっしゃられたと思うんですね。そういった方が果たしてこの世の中にいるのか、ちょっと私はそこで非常に不思議に疑問に思ったんですが、そのような理解で間違いないでしょうか。
- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- **〇市長(芦刈 茂)** 私と一緒にいろいろな仕事を、同じ方向性を持ってやっていくということ

と、実務について、やはり副市長ですから、私が考える大きな方向性に対して、それに対して 具体的にどうしていくのかということを出していただくということを、そういう表現で私がし たというふうに理解しておりますので、一緒にやっていただけるのにふさわしい人だというふ うに考えております。

○議長(橋本 健議員) 再々質問はありますか。

14番長谷川公成議員。

- ○14番(長谷川公成議員) じゃあ、市長のおっしゃることを、3言ったことを4しか理解できなくて、6しか動けなかったら、また解職されるんですか。矛盾しているじゃないですか、市長。そのようにしか受け取れないわけです。そうやって議会答弁ではっきりおっしゃっているわけですよ、そういう的なことを。ですから、きちっと納得させる説明をしていただきたいと思います。
- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- ○市長(芦刈 茂) 何度も言いましたが、一緒になってやっていただけるということで提案させていただいとるわけでして、例えが悪かったのかしれませんが、3とか4とかというそういう数字の問題よりも、一緒の方向性を持って進んでいくということが大事なことであるという例えとしてそういうことを申し上げたのと、実務的に進めていただくという例えとしてそういうことを申し上げた次第でございます。

やはり副市長のポジションというのはとても大事なところであると考えますので、今回こういう提案をさせていただいております。

以上です。

- 〇議長(橋本 健議員) ほかに質疑はありませんか。 3番木村彰人議員。
- ○3番(木村彰人議員) 今回選任されている田村氏については、副市長として共通認識、二人三脚で同じ方向に向かって進んでいただけるということだったんですが、もう少し承認する判断として、行政改革ということにちょっと特化してご説明いただきたいんですけれども、選任される田村さんは、行政改革についてどういうふうなお考えを持っている方なのかをお聞かせください。
- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- **〇市長(芦刈 茂)** 具体的な方向性としての市役所改革についての大きな方向性については、共通の認識を持っております。個別のことについて、またいろいろなことは打ち合わせして出していこうとは思っておりますが、大きい方向性としては共通の認識を持っているということでございます。
- O議長(橋本 健議員) 再質問はありますか。 3番木村彰人議員。
- **○3番(木村彰人議員)** またちょっと漠然とした回答で、共通の認識を持っているだけじゃあ、

まだ承認するというふうに私は納得できないんですけれども、じゃあもうちょっと具体的に、この経歴だけじゃあ、行政改革をぐいぐい推進するというふうには私はまだ伝わってこないんですけれども、その共通認識をどのように実現される方なのか、どういう能力をお持ちなのか、もうちょっと具体的に、今までの経歴、もっと具体的な経歴をもって、何を、こういう成果を上げたから、それを評価して今回推しているんだよというような説明をいただけないでしょうか。

- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- **〇市長(芦刈 茂)** 長年市役所に勤められ、いろいろな分野を勤務しっかりやられまして、その成果として、定年退職後も図書館長としての仕事を立派にやられております。

私は、個別的に彼の業績がどうのこうのというよりも、やはり人格がすぐれてあり、そこの 点を評価し、副市長に推薦しているところでございます。

- O議長(橋本 健議員)再々質問はありますか。3番木村彰人議員。
- ○3番(木村彰人議員) 最後ですので、前副市長の富田氏の経歴も、私しっかり見たところなんですけれども、富田氏もしっかり行政を勤められて退職されて、副市長に乞われてなられた。この2つの経歴書を比べた場合、どこが大きな違いがあるのか、私ちょっとわからないんですけれども、それをはっきり、今回田村さんが副市長に適任だという理由をもう一回お願いします。
- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- **〇市長(芦刈 茂)** 何度も申し上げますが、私と二人三脚でやっていただける人だというふうに 考えたということです。
- O議長(橋本 健議員) ほかに質疑はありませんか。 12番小畠真由美議員。
- ○12番(小畠真由美議員) この田村氏への内諾の時期といたしましては、8月初旬というふうに伺っておりますが、このときにもう田村氏との内諾があり、何で9月の初日が8月31日というときでありながら、この市長の先ほどの空白期間が長くなるというようなことは矛盾すると思いますが、なぜ初日もしくは追加議案としても2日目に出さなかったのか、教えてください。
- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- **〇市長(芦刈 茂)** 具体的にはそこまでの準備ができてなかったということでございます。
- 〇議長(橋本 健議員) 再質問。

12番小畠真由美議員。

〇12番(小畠真由美議員) できないはずないでしょう。8月の初旬に内諾をして、富田氏への解職の通告のほうが遅いわけでしょう。なぜこういったことで最終日に持ってくるのか。
私は、一般質問の中でこのことも問いました。そしたら、市長はこういうふうに言われまし

た。いろいろな議論をしたいからということで、最後に最終日に持ってきたというようなこと を回答されましたけれども、一切今までご回答はあっていません。関係の改善のため、どのよ うに努力をされたのかという答えもいただいていませんし、決算から予算編成の大事なこのと きに、なぜ解任をし、また新しい人事をするのか、この件も答えていただけません。

それから、わずかあと一年半まで、なぜ任期満了まで待てなかったのか、こういったことも 一切答えないまま、ここまで来ている状況でございます。幾らこちらから質問を提起いたしま しても、なかなか具体的な回答が返ってこない。

であるならば、なぜ2日の日に、もしくは初日に出されて、しっかりとした議論をなされな かったのでしょうか。もう一回ご答弁をお願いいたします。

- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- ○市長(芦刈 茂) 今議会が副市長解職についての課題になるということははっきりしておりましたし、そういう議論の中で提案するというよりも、先ほど申し上げましたし、そのあたりのことについては、私は誠意を尽くして回答しているつもりでおります。そんな中で、提案の時期をここにしたということでございます。
- O議長(橋本 健議員) 再々質問はありますか。 12番小畠真由美議員。
- ○12番(小畠真由美議員) 古い体質を背負っていたという前副市長の富田氏、そして今回は新しい人心を一新してということでございますけれども、ご自身の言うことを聞くということが副市長という新しい改革なんでしょうか。

この経歴を見させていただいて、本市の課長ですよね。この議事場で答弁をされたことがない方ですね。こういう方が副市長ということで、いきなり副市長の人選で上がってまいりまして、驚いておりますし、またこの田村氏自身、今まだ継続的に館長をされているということで、二足のわらじを履きながらということになるんでしょうか、市長。

- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- **〇市長(芦刈 茂)** 副市長に就任していただければ、当然二足のわらじというのはあり得ません。
- ○議長(橋本 健議員) ほかに質疑はありませんか。
  2番舩越隆之議員。
- ○2番(舩越隆之議員) この副市長人事につきましては、前回の富田副市長がされているときも、一般質問でいろいろコミュニケーションをとりながら行政改革やってくださいというお願いを、何回もいろいろな議員からもされていると思います。その中でも全然されてないまま、議会は進み、行政改革は進み、何もできないということで市長がおっしゃいました。それは、市長の部下に対するコミュニケーション自体ができてなかったんじゃないですか。

ただ、そのまた、今度田村さんを就任させたときに、例えばですよ、また自分の思うごとならんかったら、また首にするんですか。可能性は十分ありますよ。

副市長と市長のともに歩んでいくんじゃなくて、行政マンと一緒に歩いていかないかんじゃないですか、太宰府市というのは。2人だけでやっていることじゃないですよ。それができなかったから、今までできなかったんでしょう。違いますか。

何か私も言いましたよね。行政マンとちゃんとコミュニケーションとってやってください と。それをやっていれば、こういう解任するようなことはできなかったでしょうということ は、私も言いました。やっていきますと言いましたよ、市長は。いまだにやれましたか、それ が。答えてください。

# 〇議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(芦刈 茂) 私もいろいろな形での昨年末から、この平成29年度のいろいろな形でのあれをどうしよう、こうしようということを提案し、いろいろ進めてきたわけですが、何度も申し上げましたが、それなりの判断で副市長は解職したということでございます。コミュニケーションをしていないということではなくて、いろいろなことの指示をしながら、その中で話をしてきたといういきさつはあります。

以上です。

#### 〇議長(橋本 健議員) 再質問は。

2番舩越隆之議員。

○2番(舩越隆之議員) コミュニケーションをやってきたと言われますけれども、給食問題にしてもそうじゃないですか。もう最初から金額が難しい金額が出とるのに、それを何とか考え直しをしていただけませんかという副市長からの提案があったはずです、何回も。市長はただその2億円という金を、1億8,000万円という金を、太宰府の予算が250億円あるから、その中の2億円だろうと、どうにかなるだろうという判断ですか。

そうじゃないでしょう。そういう単純な発想で、できるんじゃないかという話を進めていけという話はおかしいじゃないですか。そこのところが、行政マンとちゃんとコミュニケーションがとれてないということですよ。そんな250億円の中の2億円だからどうでもなるだろうと、そんな発想だったら誰でもできますよ。それができないから、みんな頭悩んでいるんです。

学校給食は誰もしたくないわけじゃないんですよ、議員も。みんなしてあげたいんです。それをできるようにするのが、2年間半で今までできなかったことが、すぐできるはずないじゃないです。それを何年か後に、中・長期的な計画を立てながらやっていくのが、コミュニケーションをとって話し合いしていく中で、何年後にはこういうことができるじゃないかという話を持っていくのが、市長として行政マンとしてのみんなの話し合いの中で進めていく言葉じゃないんですか。

自分が公約したからできないから、はい、やれ、それをできないから首だって、そんなばかな話ないでしょう。そこのところもう少し考えてちょっと答えてください、今の私の質問に対して答えてください。

- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- **〇市長(芦刈 茂)** まさしく舩越議員の言われるとおりだと思います。問題は、お金の問題なんですから、やはりそのためには行財政改革をし、いろいろなところで使われているお金を再点検し、財源をつくり出していかなきゃいけない。

その上で、今残念ながら6月議会では中学校を学校給食法に基づく全員喫食の給食については、断念するとは言っておりません、見直しなんです。見直しし、希望される生徒の皆さんには、ランチサービスとして充実して提供するということを考えているわけでございまして、おっしゃったような乱暴な議論で進めておるわけでは全くございません。

どうやって今の給食についての市役所としての方針をどう実現していくか、そしてさらに、 やはり私は中学校の完全給食というのは、実現されなきゃいけない課題だと考えておりますの で、今すぐというのは無理にしても、行財政改革をしながら、財源をつくり、市民の皆さん、 保護者の皆さん、希望される生徒の皆さんの希望に応えていきたいというふうに考えている次 第です。

以上です。

〇議長(橋本 健議員) 再々質問。

2番舩越隆之議員。

○2番(舩越隆之議員) 財政のこといろいろ考えてやっていくと言われますけれども、例えば給食問題の1億8,000万円を捻出するためには、それは市長としては何と何をカットすれば給食問題ができるような話になると……。ちょっと違いますかね。話が飛びようですね。済みません。

この副市長に関しても、今後、私もどういう方か知りません。顔も見たことありません。ど う判断していいかもちょっと困っております。だから、今後やっぱり市長は、ちゃんと行政マ ンとやっていかれることをお願いして、質問を終わります。

○議長(橋本 健議員) ほかに質疑はありませんか。

15番藤井雅之議員。

- **〇15番(藤井雅之議員)** まず、市長に単刀直入にお伺いしますけれども、今回提案された田村 氏については、古い体質は背負ってないというふうに考えておられるのか、まずイエスかノー でお答えください。
- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- **〇市長(芦刈 茂)** 市役所の職員で長い間にお勤めいただいた人だと思っておりますが、個人的に古い体質どうのこうのというのはなかなかあれでございますが、私と一緒に歩んでいってくださる人だというふうに考えているということでございます。
- 〇議長(橋本 健議員) 再質問。

15番藤井雅之議員。

**〇15番(藤井雅之議員)** 明確なその部分の答弁なかったですけれども、私がちょっと1点気に

なりますのは、田村氏の経歴書が添付されております、市役所の職員としてのですね。私がこの世界に入らせていただいて10年になりますけれども、当時まだ現役の職員だった時代の経歴もわかるんですけれども、それと同時に、今回提案されている田村氏は、太宰府市の職員組合の委員長だった、職員組合の活動をされておられました。

その際に、市長が今回行政報告の中で述べられた前富田副市長の解職の理由ですね、具体的に6点述べられておりますけれども、その中では6点目にあります東小の給食の調理陰惨の体制の問題ですね、そういった部分も一つの理由として上げられておりますが、提案されておられます田村氏は、職員組合時代にはこの給食の調理員の問題についてはどういう立場で発言といいますか、いろいろ事に当たっておられたのか。市長はその辺はご存じですか。

- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- **〇市長(芦刈 茂)** 当時、組合の委員長として、組合の立場での活動をされてあった方だと理解 しております。
- ○議長(橋本 健議員) 再々質問。15番藤井雅之議員。
- ○15番(藤井雅之議員) では、じゃあ今回提案されている部分が、例えば今回、前副市長の解職の理由として1個具体的な事案が上がっておりますけれども、その過去の部分については、クリアといいますか、どのようにするというのを、提案されるに当たって、田村氏ときちんと関係をその点は整理をされているのか。そうしないと、仮にこの後、議決がされた後、また同じ問題が発生しかねないということを懸念するんですけれども、市長はその辺まできちんと手だてをとられた上で提案されているのか、最後お伺いいたします。
- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- **〇市長(芦刈 茂)** そのあたりの話も確認しておるということをご報告します。
- ○議長(橋本 健議員) ほかに質疑はありませんか。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

11番神武綾議員。

○11番(神武 綾議員) 反対の立場で討論いたします。

今質疑させていただきましたけれども、図書館業務、市の業務の中の一つ、図書館業務の部分が滞ってしまうと、館長が抜けたことによって滞ってしまうのではないかという懸念があります。

その点が1つと、芦刈市長がこれまで富田副市長を解任される際に、古い体質を背負っている方だということをおっしゃっていました。古い体質をつくっているのは、持っているのは副市長富田さんだけではなくて、市役所全体がそういうふうな中にあると思います。その市役所

で働いてある職員の皆さん、部長を初めとして職員の皆さんとそこを変えていくということに すれば、副市長を間に置くのではなく、もう直接部長と話していく、また経営会議で話してい く、そしてとことん議論をして前に進めていくということが先決だというふうに考えていま す。

ですので、今回の副市長の選任については反対の立場で、同会派の藤井雅之議員と反対の立場をとりたいと思います。

○議長(橋本 健議員) 賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

7番笠利毅議員。

○7番(笠利 毅議員) 賛成の立場で討論します。

富田前副市長の解職を受けて始まった9月議会であり、これは最重要懸案件の一つだと考えています。本来なら9月議会冒頭で提案されるべきだったと私も考えますが、副市長の職の重さを考え直すための時間を与えられたとも言えるかと思います。

前副市長の解職に対して、私も一定の見解はあります。が、形の上では市長の権限の行使にすぎない。それと今回のこととは、一応分けて考えておこうと思います。

田村氏が適任と判断し得るかということが、通常の判断基準になろうかと思いますが、議案 と説明だけで十分な判断が難しいという点は、先ほども軽く指摘があったかと思いますが、そ ういう構造的な問題もあるので、その点を今回は判断の基準としてはとらないこととします。

初めに時間が与えられたと述べましたが、既に私自身、今回の執行部提出議案の一部の修正、否決等については、そちらを選んでいます。副市長解職という事態と並行してつくられたであろう議案であると推察される以上、いかに議案を練り上げる上でもう一つの視点――具体的には副市長ということになりますが――が大切かということが浮き彫りになったと考えています。

副市長が誰でもよいと考えているわけではないのですが、少なくとも当面の市政運営の安定性を増すためには、副市長を存在させることのメリットと、不在のままにしておくデメリットとどちらが大きいかと考えると、私はもう一つの目を置いておくことのほうが大切なのではないかと、現状から見ると考えざるを得ません。

よって、この人事案には賛成として、討論いたします。

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号を同意することに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

# 〇議長(橋本 健議員) 少数起立です。

よって、議案第58号は否決されました。

〈否決 賛成1名、反対16名 午後0時10分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

#### 日程第22 決議第2号 芦刈市長に対する辞職勧告決議

○議長(橋本 健議員) 日程第22、決議第2号「芦刈市長に対する辞職勧告決議」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

**〇17番(村山弘行議員)** 決議第2号「芦刈市長に対する辞職勧告決議」についてでございます。

提案者は、私村山弘行、賛成者は、太宰府市議会全ての会派の各代表者、門田直樹議員、長 谷川公成議員、小畠真由美議員、神武綾議員、上疆議員、舩越隆之議員であります。

提案理由の説明については、案文を朗読して提案にかえさせていただきたいと存じます。

6月定例会最終日、問責決議が全会一致で可決され、その後議会は、9月定例会において反 省された市長の姿勢を注目し、新たな方針が出されることを期待した。

しかし、9月定例会直前の8月25日に、不条理にも突然、副市長を解職する行動に出られ、 さらに教育長をもやめさせようとした。

市長は、8月31日の議会初日、問責決議及び副市長解職等に対する行政報告を行ったが、自己中心的で、余りにも稚拙な報告内容にあきれた次第である。

今議会において提案されている市長給与減額案は否決され、学校給食専門委員や行政改革推 進委員の予算案も削減され、原案否決された。

これまで否決された意図不明な機構改革案などの議案の数々について、市長は原因究明されたことがあるのか問いたい。なぜなら、市長原案は、市長みずからの安易な思いつきであり、 庁舎内部で十分に協議されたものではなく、熟慮に欠けた、ひとりよがりの提案ばかりであるからである。

議会では市長に対し、辞職勧告決議か不信任案決議か、会派代表者会の中で連日協議を重ねてきた。太宰府市制始まって以来の出来事を、市民はマスコミ報道の情報しかないこと、これまでの原因が市長の資質に欠けている点が大きく、わかりにくいということ、不信任案決議後、議会解散の流れになった場合、選挙費用を初め将来的にも大きな影響を与えてしまうことなどを憂慮している。それでも、我々議員は、一連の経過を正しく伝えていく努力を行い、全議員一致団結して行動していく決意である。

市長は6月議会の問責決議後、本会議場で反省の弁を述べていたにもかかわらず、その後、「副市長や部長や部下のせいにするのは言語道断であり、これらのことは紛れもなく市長の責

任である。」という文言は絶対に認められないと発言されたことに、愕然とし、怒りを禁じ得ない。口先だけの反省で、職員に謙虚に歩み寄ろうとする姿勢もなく、副市長を解任したことは許しがたく、この結果、市政の混乱を招いている市長の責任は極めて重い。

よって、太宰府市議会は芦刈茂市長に対し辞職を勧告し決議するものである。 以上でございます。

○議長(橋本 健議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

1番堺剛議員。

**〇1番(堺 剛議員)** 今回の辞職勧告決議について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

問責決議に続いて、今回辞職勧告を提出している意義を重く受けとめていただきたい。

今回の市長行政報告の中で、人事権、予算提出権、議案提出権への侵害と言われますが、市 政運営の執行権限を有する市長が就任されて2年余り、今までも提案理由の中に、市民の皆様 への行政サービスにおける計画や財源など具体的な指標を示されないから、現場はいつも混乱 している状態でありました。

また、今回の教育長への解職に値する要件のない中、通告をしたものの、市長の権限ではできないことがわかり、取り下げる始末。

私は、前回の6月議会で、市長の公約である中学校完全給食問題が二転三転し世間を騒がせたことに対し、市民の皆様へ謝罪を求めましたが、市長から一度も謝罪の言葉を聞いていません。副市長解職を初め一連の事の本質は、市長の真摯なる姿勢が問われていることであると思います。

そして、勧告の内容のことを踏まえて、議会に不信任決議案を出させないでいただきたい。 なぜなら、解散選挙となると、数千万円からの経費など市民の皆様へ負担を与え、大きな影響 となるからです。

最後に、市長として議会から信頼も受けることができない市政運営はありません。太宰府市 制始まって以来の混乱の終結を願い、芦刈市長が英断され、辞職されることを強く申し上げ て、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長(橋本 健議員) 反対討論はありませんか。

7番笠利毅議員。

○7番(笠利 毅議員) 辞職勧告決議には反対の立場で討論します。

議案への賛否を考えるに当たって、結論によって考えるか、理由によって考えるか、考え方はいろいろあります。私自身、現市政に深刻な危機感を持っていることは、本日の討論の中でも示してきたつもりです。しかし、この決議は、民意の反映としての市長の法的地位にかかわるものですから、理由の検討に重きを置きたい。

あらかじめ2点。決議案には、全員一致団結してという表現がありますが、私自身は議会の 団結は表決の全一致であるとの考えは持っていません。民主主義的な議会とは、そもそもその ようなものではない。

もう一点、ここで討論を行うのは今日が最後かもしれない、その覚悟で臨んでおりますので、みずからがよしと信ずるところを述べて、言い残しのないよう、悔いの残らないようにしておきたい。笑わないでいただきたい。

(芦刈市長「笑ってないです。 共感を持っています」と呼ぶ)

○7番(笠利 毅議員) そのためには反対表明すべきであると結論をしました。

本来は、副市長否決の時点で不信任が出るべきだと私は考えています。ただし、今回の決断は必ずやそのほうがよい効果を持つものと信じて、述べさせていただきます。

論点は、議員として思うところ、議会の一員として思うところ、一人の個人として思うところといろいろありますが、若干割愛しつつ語ります。特に3番目は省略します。

先日の議員協議会で私は、私には議案は書けない、そもそも決議案のみで市民を納得させられるようなものがつくられなければならないと述べたことは、議員諸氏は覚えておられるかと思います。私には、この決議案の理由が受け入れがたいものだからです。

そもそも6月の問責決議の討論で示唆したとおり、責任は市長一人にあるものではなく、また責任のとり方は市長一人で考えるべきことでもないと私は考えてきました。何の責任かということについて言えば、問責決議で具体的に言及している給食にかかわること、いわゆる文書問題ということ、これに対する責任です。

私には、市長その人の組織体としての行政の責任を考えるべきだと思える。そこで、6月には、一人で考えるとともに、全員で考えるべき事柄であると述べました。市長は、しょせんは名宛て人にすぎない。また、名宛て人を指名した議会も応分の責任を担うべきであると、8月、9月と繰り返してきたつもりです。9月議会でもそれを基調に言葉を選んできたつもりです。

問責決議中の市長の言動にかかわる部分について、入れるべきではないと主張したことも、 議員諸氏は覚えておられるかと思います。言った、言わないの議論になりがちだからと、その 理由も述べたことも記憶されていると思います。

多くの市民がそう感じているものではないかと思いますが、9月議会での市長への批判の多くは、市民生活に直結する給食あるいは文書問題に象徴される行財政の問題をめぐってなされたものとは言えません。非公開の場での出来事、解釈が分かれる余地のある事柄をめぐるものです。

この点については、市長にも重大な責任があると考えていますが、私には全体として不毛なものであったとしか思えません。あえて自説を丸めてまで問責決議には名を連ねましたが、期待した方向には一歩も事が進まなかったと、正直な感想です。もちろんみずからの非力を思わざるを得ないのですが、事柄の本質に迫る力が欠けていたのは市長のみではないと考えています。

一般質問では、これはついでに言えばですが、職員にもそのつもりで仕事に励んでほしいという気持ちを込めたつもりです。恐らく伝わった方はいらっしゃると信じています。

ここまででも反対理由としては十分であろうと思いますが、もう一点述べておきます。

総選挙が入ることもあり、日程上、政治による、国政もしくは市政による市民生活の混乱は 長引きそうです。政治的な空白が生まれることは明らかだと考えており、それが先ほどの副市 長人事の賛成への理由にもしたんですが、この空白を埋める手だてが、この決議案そのものか ら出てきません。市政の混乱を招いた責任は市長にあると、その指摘は私も一定の理があると 思っておりますが、今行政のチェック機関として、行政の空白、これをあえて今選ぶというこ とが、私にはどれだけの合理性があるのか、どうしても承服できません。市長にはまだ選択肢 は残っていると思いますが、それは私がここで言うべきことではありません。

以上、辞職勧告には明確かつ客観的かつ公の理由が十分に示されているとは思えない。市民生活が向上する展望、これが残念ながら示すことができない。そう考えざるを得ないと判断しました。そのことをもって反対討論としますが、議会の中にはさまざまな考え方があるということをその一部でも表に出すことが、結局は議会そのもののためにも町のためにもなるだろうと、なることを信じて、討論を閉じたいと思います。

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

8番徳永洋介議員。

**〇8番(徳永洋介議員)** 芦刈市長に対する辞職勧告決議に対し、賛成の立場で討論に参加します。

中学校給食調査研究専門委員会の視察で思ったことは、どの自治体も市長の選挙公約により 中学校給食が実現されていることです。宗像市では、センター給食を自校式の給食に変更され ています。田川市では、デリバリーの完全給食が今年度より実施されています。どちらも子ど もたちのことを一番に考えて、市長の強いリーダーシップにより実現されています。太宰府市 では、なぜ実現できないのでしょうか。

市長は、中学校給食における食育の必要性は考えているのでしょうか。アレルギー対策、食

中毒の対策、給食費未納の対策など、中学校給食の課題に対する考えはあるのでしょうか。

センター方式、親子方式、自校方式では、任期中に実現できない。実現できる方式と考え、 市長の出した答えがデリバリー方式。学校現場のことを考えれば、4月から導入を決断するは ずなのに、ロードマップで示された実施時期は9月導入。まさしく任期中の実現を一番に考え ていたからの判断です。太宰府市民の求める中学校完全給食と、市長の掲げる中学校完全給食 には大きな目標の違いがあります。

市長は、中学校給食導入を、副市長、教育長が拒んだとし、辞職を強要し、副市長を解職されました。確かに副市長が拒んだのかもしれません。中学校給食調査研究特別委員会の委員長、副委員長には、前もって副市長より、デリバリー方式からランチサービスの充実に変更する説明を受けました。そのとき副市長は、辞職覚悟の決断ですと言われました。

今年度5月からロードマップどおり学校説明会が行われ、市長の中学校完全給食が進んでいたらどうなったでしょう。

神奈川県大磯町が昨年、町立中学校で導入したデリバリー方式による給食事業をめぐり、御飯やおかずの半分以上が食べ残されている異常事態が続いていることが報道されています。

財政面も含め、今回の副市長の判断は、太宰府市を救ったことになったと思っています。

また、今回の補正予算では、行政改革推進委員と学校給食専門委員が市長より提案されました。この意味のない無計画な提案には、またかと驚くばかりです。この補正予算が提案される、副市長のいない執行部に危機感を感じています。

以上のことから、市長に対し、みずから辞職することを強く要望し、私の賛成討論とさせていただきます。

# ○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

9番宮原伸一議員。

#### ○9番(宮原伸一議員) 賛成の立場から討論いたします。

市長は、虚偽文書問題が新聞報道されたとき、監査委員に確認もしないで、いきなり記者会見で10名ほどで第三者委員会を立ち上げるとマスコミに報告されました。しかし、数日後には、第三者委員会は取りやめると、プライベートの約束を変更するような感覚で報じられていました。市の長がそのような軽率なことでよいのでしょうか。

また、虚偽文書の責任をとり、報酬1割、そして1カ月と、とても納得のいく金額や期間ではありません。パフォーマンスとしか思えません。

しかし、虚偽文書問題は何ら問題ないと市から報告があっております。何の責任をとられる のかわかりません。

またほかに、議会報告前に一部の市民が情報を知っていること、中学校給食、不適切な発言、副市長解職、口頭で教育長解職の通知等、市長の責任は重大であると思います。どうでしょう、ご自身で身を引かれてはどうでしょうか。もし不信任案となった場合、市長は議会を道連れに解散しますか。そうなれば、余分な経費と財政難が膨らみます。それだけはどうしても

避けなければいけません。どうか辞任をお考えください。 以上です。

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

**〇16番(門田直樹議員)** 決議第2号「芦刈市長に対する辞職勧告決議」について、賛成の立場で討論します。

まず、芦刈市長に関する問題事案ですが、先ほど笠利議員は言われましたけれども、やはり 具体的に言葉のことも含めて指摘しなければならないと考えます。

決議文には、問責決議を認めず、6月のですね、自己中心的でかたくなな市政運営を行って おられることや、議会として否決せざるを得ない熟慮に欠けた意図不明な議案の提出などにつ いて記されています。

ここで1つ申し上げねばならないのは、これらは問題事案のごく一部であり、市長はさまざまな場所で多くの問題がある言動を繰り返してこられました。総合体育館の市民説明会では、議会が説明会を否決したなどと全く事実と異なる発言をされ、一部事務組合では、目的を理解していない不謹慎な発言、一般質問に対する答弁では、質問の趣旨と関係のない話を繰り返され、「儲けよう太宰府」は下の者が言った、あるいは中学校給食問題では、議会がデリバリー方式を求めたなど、とんでもない回答をされています。特別委員会からの要望書をどう読めばそうなるのか、理解できません。

特に忘れられないのが、福祉施設に関する質問への回答で、近隣市の施設を実名を挙げて、 土地が安かったんだろうとやゆされたことです。これはもう失言を通り越した暴言であり、自 治体の長から出た言葉とはとても思えません。

新聞報道では、議会と市長が対立しているという論調の記事が見受けられます。確かにどちらも人間ですから、感情もありますが、断じて言えるのは、この辞職勧告決議は、対立や感情的な動機で出すのではなく、市政の混乱を正常化するために、議会の職責として提案するものです。

以上、賛成討論とします。

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

11番神武綾議員。

**〇11番(神武 綾議員)** 芦刈市長に対する辞職勧告決議について、賛成の立場で討論いたします。

6月議会の問責決議、また9月の議会において、さまざまな場面で芦刈市長に質疑をさせていただきました。細かいことについては述べませんが、芦刈市長は、議会は私の言うことには何でも反対だと、潰してやるという態度をとっているなどと思っていらっしゃるようです。

私たち日本共産党太宰府市議団といたしまして、芦刈市長が2年前に市長に就任して以来、 初めて出されました市長報酬の条例の制定については、私たちは賛成をしております。芦刈市 長が公約に上げられて、私たちも期待をして賛成をしたところですけれども、これが否決をされ、改めて2年後にこれを修正をして提案をされています。当初、私たちが賛成した意思が尊重されていないという点で、市長の信念、何をもって公約を掲げて市政を進めていこうとしているのか、その信念がわからなくなりました。失望しています。

また、中学校の完全給食については、今までも幾度となくこのことについて取り上げ、市長の姿勢も問うてきたところです。

芦刈市長が、今どこを向いて市政を動かそうとしているのか。私たち議員も市民の声を聞いて、市民の声をもってこの議会に臨んでいます。そのことも含めて、芦刈市長みずからもう一度問責決議、そしてこの辞職勧告を考えていただいて、重く受けとめていただきたいと思います。

これをもって賛成討論といたします。

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

決議第2号を現案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

〇議長(橋本 健議員) 大多数起立です。

よって、決議第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対1名 午後0時34分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# 日程第23 議員の派遣について

○議長(橋本 健議員) 日程第23、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により、別紙のとおり議員の派遣が生じましたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

#### 日程第24 閉会中の継続調査申し出について

**〇議長(橋本 健議員)** 日程第24、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から、会議規則第110条の規定 により継続調査についての申し出があっております。 お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

**○議長(橋本 健議員)** 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。 お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、各字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成29年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、平成29年太宰府市議会第3回定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0 時36分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\bigcirc\sim\sim\sim\sim\sim$ 

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため ここに署名します。

# 平成29年11月20日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 小 畠 真由美

会議録署名議員 陶山良尚